

**相談者（Aさん）** この一〇月から商工課長に就任しました。私どもの町でも最近企業の景気が本当に冷え込んでおり、毎月の資金繰りに苦労するというような話をしきりに耳にしています。

**弁護士** アメリカの平成一九年のサブプライムローン問題、そして翌二〇年の名門投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻はアメリカだけに留まらずに、世界的な金融危機を引き起こし、日本経済にも大きな打撃を与えたことは記憶に新しいことです。

**Aさん** 多くの会社が倒産の危機にあったのでしょうか。

**弁護士** そうですね、危機を脱却するために各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会の力を借りて再建を図ろうとした企業もありました。民事再生法による再建を試みた企業もありました。多くの会社が様々な努力をしている姿を目の当たりにしています。しかしながら万策尽きて、破産申立を行った企業も多くありました。

**Aさん** 弁護士さんは、再建できるかできないというのをどうやって判断するのですか。

**弁護士** 最終的には会社の顧問税理士さんの意見もお聞きしますが、会社の基本的な営業で黒字を出しているかどうかが大切です。いわゆる「営業利益」を計上でできていれば、再

香金融担当大臣（当時）の肝いりで平成二一年一月三〇日に国会で成立し、同年二月四日から施行されています。債務の弁済に支障を生じている、又はそのおそれがある中小企業又は住宅ローンの借り手の方から申込みがあった場合には、金融機関はできる限り、貸付条件の変更等の措置をとるように努める義務を負うこととなりました。

**Aさん** 貸付条件の変更というのは具体的にどのようなことをしてくれるのですか。

**弁護士** 返済期間の延長や元本の一定期間の返済猶予が一般的です。状況如何では利息についても一定割合を返済猶予してくれるケースもあるようですが、さすがにこれはハードルが高いようです。また旧債の借換や債務を株式に振り替えるといった措置も含まれています。

**Aさん** 制度として立法化されたのは中小企業にとって朗報だと思いますが、申し込んで貸付条件の変更が現実になされているのでしょうか。

**弁護士** 私もその点は心配でしたので、金融庁のホームページを見たところ実績が掲載されていました。平成二一年一二月四日の施行日から翌二二年三月末までに四六万五九〇四件の申込みがあり、その内三五万四四六三件が実行されたそうです。実行率は七六・一%

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第46回

# 企業の再建と金融円滑化法の利用

建できる可能性があります。もともと仮に営業利益を計上でできていなくても、コストダウン等によって経費を最小化していき、利益体質に変える見通しを具体的に立てることができれば、再建の可能性はあります。

**Aさん** 資金繰りに苦労している企業は再建



となりません。他に審査中のものが八万九七四二件ありますので、これはかなりの割合で条件変更が実行されていると評価して良いと思います。

**Aさん** この法律の対象となっている金融機関は銀行や信用金庫が主であり、政府系は含まないと聞いたのですが、本当ですか。

**弁護士** たしかにこの法律では政府系の金融機関は直接的な対象となっていないですね。その理由は政府系の金融機関は従来から、貸付条件の変更が柔軟に対応してきたということが挙げられています。したがって政府系の金融機関も貸付条件の変更の申込みには応じてくれることになっています。それとこの法律には銀行等が申込みを受けたときには、他の金融機関・政府系金融機関・信用保証協会等と

は難しいのではないですか。

**弁護士** その通りです。昨今多くの会社が資金繰りに苦しんでいるのですが、再建しようとしても、今月末に手形の不渡りを出しそうだというのでは再建はおぼつきません。民事再生法の場合には手形の不渡りを出さないようなシステム（支払禁止の仮処分）が用意されていますが、その後の中長期的な資金繰りをつけておくことが必須の条件です。

**Aさん** 再建するために、一定以上の借入債務があつてはだめだというようなことは無いのですか。

**弁護士** さすがは商工課長ですね。まさにポイントを押さえています。民事再生のように債務免除を予定している場合には、必ずしも借入債務額が基準にはなりません。そうではなく債務免除を受けずに自主再建を目指すためには、基本的に一〇年間で返済可能な借入額でないと再建は難しいと言われています。

もともとこれは一般的な基準ですので、その企業の職種、金融機関との関係、支援者の存在によつては条件は変わってきます。

**Aさん** 最近企業の経営者から、金融円滑化法を利用できないのかという相談が良くあります。この法律は昨年施行されたものですね。

**弁護士** いわゆる「金融円滑化法」は亀井静

も連携して条件変更を行うよう努めるように規定されています。

**Aさん** 貸付条件の変更を受けた場合、今後新規融資を断られるという心配は無いのでしょうか。

**弁護士** 貸付条件の変更を行ったということ自体を理由として新規融資を断ることは無いとされています。但し、実際問題としては、このような場合、企業としての財務状態は相当程度悪化していることが想定されますので、企業の信用力を総合的に判断して新規融資が受けられないという事態は予想されますね。

**Aさん** この制度による申込みには期限があると聞いたのですが本当でしょうか。

**弁護士** その通りです。平成二三年三月末日までの期限措置とされています。

**Aさん** 三月末日までに申し込めば大丈夫というのですか。

**弁護士** そうなります。但し、最近の新聞報道によると、景気の低迷が続いていることから、この法律をもう一年延長して利用できるようにすることも検討されているようです。

◎執筆 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員